

(有) 静岡健康企画 ことぶき薬局 TEL055(977)6024 たまち薬局 TEL054(251)1678
ひまわり薬局TEL053(463)4312 みかん薬局TEL053(584)2230 いちご薬局TEL055(946)6430

限度額適用認定証について

医療費が高額になりそうなきは限度額認定証を申請・取得し、利用することで窓口で一度に支払う負担額が軽減されます。

高額療養費制度

入院や治療により月初めから終わりまでの1か月間がかかった医療費が高額になった場合に申請することにより、自己負担限度を超えた分が払い戻される制度です。初めから入院や高額な医療費を支払う必要があることがわかっている場合は、「限度額適用認定証」をもっていると窓口での負担を減らすことができます。下図は「限度額適用認定証」の有無の違いです。

【例】1ヶ月間の医療費が100万円かかったAさん(60歳、年収500万円)

●医療機関へ保険証のみを提示、後日高額療養給付申請をした場合●



給付申請によりAさんの実質負担金額は9万円ですが、先に医療機関に30万円を支払う必要があります！

●医療機関へ保険証と限度額適用認定証を提示した場合●



認定証を提示すると、最初から自己負担限度額の約9万円で済みます！

限度額適用認定証の申請方法

(加入されている保険組合によって異なります)

保険証の種類	申請窓口	申請に必要なもの
国民健康保険	各市町村国民健康保険担当課	<ul style="list-style-type: none"> ● 高額療養費申請書 ● 保険証 ● 印鑑 (認印)
全国健康保険協会管掌保険 (協会けんぽ)	勤務先の会社 (事業所者) 又は協会けんぽ管轄支部	
健康保険組合	会社又は組合	
各共済組合		
後期高齢者医療保険	各市町村国民健康保険担当課	

限度額認定証の「負担の上限額」は加入者が70歳未満か、70歳以上かの年齢と加入者の所得水準によって区分が分けられ、金額が変わってきます。

70歳以上の方は手続き不要の方もいらっしゃいます。

詳しくはこちらをご確認ください。

→<https://www.mhlw.go.jp/content/000333279.pdf>

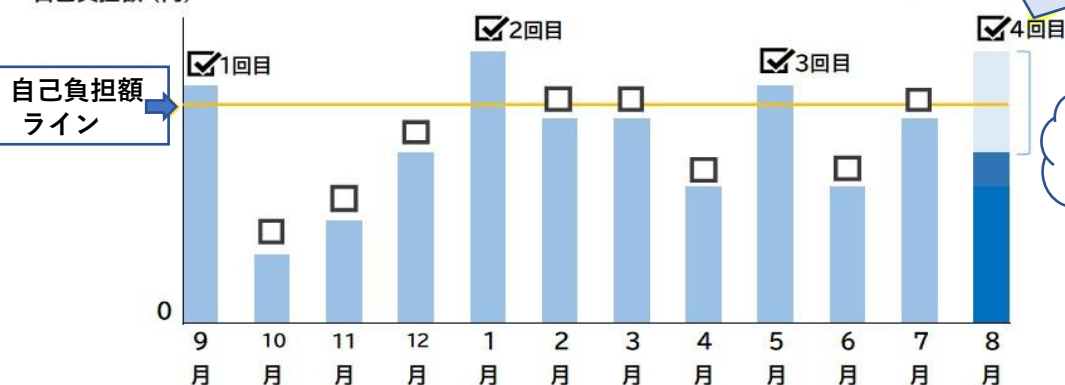
また医療費がさらに軽くなる仕組みもあります。

「多数回該当」

直近12か月間にすでに3回以上高額療養費の支給を受けている場合その月の上限額がさらに引き下げられるという仕組み。

多数回該当の例

自己負担額 (円)



多数回該当となり負担額がさらに減ります！！

ホッとしたりよかった。

「世帯合算」

同じ医療保険に加入している同じ世帯の方 (被保険者とその扶養者) との合算で自己負担額が越えた場合は超えた分が払い戻されるという仕組み。

(適用には条件がありますので詳しくは保険者にお尋ねください。)

限度額適用認定証取得の手続きは簡単で、即日
から1週間ほどで発行されます。

医療費が高額になった場合の負担を少しでも
軽減できるよう申請をお勧めします。



薬局事務にもお気軽にご相談ください！